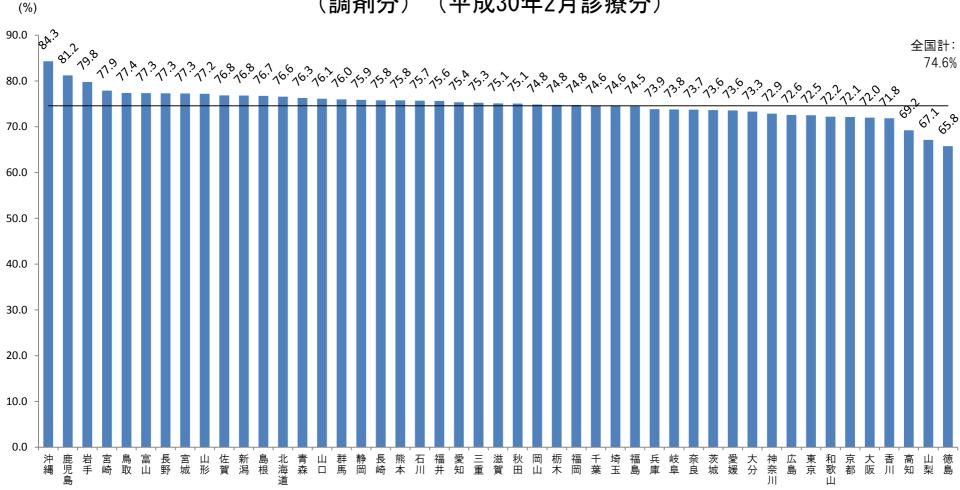


- 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
- 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3. [後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
- 注4. 医療保険計(公費負担医療を含む)は、厚生労働省調べ。
- 注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることがある。

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) (調剤分) (平成30年2月診療分)



- 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
- 注2.「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。
- 注4. [後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。